

調達管理番号・案件名

24a00466_ウクライナ国職業訓練分野における民間セクターとの連携に係る情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)

質問と回答は以下のとおりです。

2024年8月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	第3条の(2)教育省への派遣人材	貴機構が人材を探し、教育省へ派遣する。その人材に係る人件費等経費を受注者が教育省に派遣された者に支払うという理解でよろしいでしょうか。また、教育省への派遣される方は本調査に係る教育省内での調整業務をご担当とのことですが、調整業務の具体的なTORをご教示いただくことは可能でしょうか。	教育省に派遣する人材については、JICAとウクライナ教育省にて選定します。右人材は本プロジェクトに係る教育省内での調整業務を行うことから、本人材に係る人件費の支払いを含む契約管理業務を本契約の中に入れてあります。想定される教育省内での調整業務としては主に教育省とJICA(本契約受注コンサルタント)との連絡窓口業務及び教育省内での本プロジェクトに係る手続き業務を想定しています。
2	8	第2条 調査の目的と範囲	第4条の調査内容(3)ウクライナ日本センターを通じた発信、(4)日本の支援にかかる広報資料の作成及び活動、右2つの調査内容は、第2条調査の目的と範囲で示されている業務のうち、どれにあたる調査と理解し、実施することが期待されているでしょうか？	日本企業との連携による職業訓練提供の可能性検討に関連します。ウクライナ日本センターを通して日本企業や日本文化について発信することで日本への理解を足跡し、日本企業への関心を引くことを考えています。日本の支援に係る広報資料の作成についても同様です。
3	8	第3条の(3)パイロット活動	①連携先(連携日本企業、連携職業訓練校等)、活動内容(訓練分野、連携内容等)は貴機構が教育省との協議のうえ決定するという理解でよろしいでしょうか。②機材調達業務を含めた再委託先は特命随意契約で連携日本企業でしょうか、それとも連携職業訓練校でしょうか。あるいはパイロット活動の業務を分割して、複数の再委託先を選定するのでしょうか。再委託先の業務内容及び再委託先の選定方法に関する貴機構の想定をご教示ください。③JICAで想定されていますパイロット活動の実施時期(開始時期、終了時期)、機材調達・据え付け機関((開始時期、終了時期)、再委託先選定に要する期間(開始時期、修了時期)をご教示ください。	再委託先については、JICAが主導してウクライナ教育省と協議し決定します。具体的な再委託先については現在協議中です。再委託先が複数になる事も見込まれます。再委託先とのパイロット活動期間としては、可能な限り早期に着手し、機材調達・据え付け後、機材使用方法に係る訓練を実施して終了となる見込みです。期間については、機材の内容、訓練の必要期間により変更があると思われませんが、全体で半年から一年程度を想定しています。
4	8	第3条(2) 教育省への派遣人材	①ウクライナ教育省内に本調査で雇用する人材を派遣することをJICAと教育省と合意している旨、企画競争説明書に記載がありますが、派遣期間や人数についても合意がなされているのでしょうか。また候補者はいますでしょうか。 ②また、派遣される想定人材についてもJICAが既に教育省と合意しているのでしょうか。上記内容について既に合意がなされている場合は、内容をご教示ください。	教育省に派遣する人材は1名を想定しており、期間についてはJICAにてウクライナ教育省と今後合意します。候補者についてもJICAとウクライナ教育省にて選定します。JICA事業及びウクライナ教育省内での業務に知見を有する人材の配置を想定しています。

5	8	第3条(3) パイロット活動	<p>①パイロット活動では、日本企業との連携を想定されていますが、パイロット活動の分野が既に決まっていれば、ご教示ください。</p> <p>②パイロット事業はウクライナ国内のどの都市で実施予定でしょうか？</p> <p>③事業を実施する公立職業訓練校の候補が既にある場合はご教示ください。</p> <p>④再委託によって調達する機材の設置、保管場所は、パイロット事業を実施する公立職業訓練校を想定されているでしょうか？</p> <p>⑤想定される機材調達スケジュールをご教示ください。</p> <p>⑥職業訓練の内容は、職業訓練校教官、学卒者(新規養成)、在職者のいずれかを対象としたものでしょうか？また、各対象者により、想定する訓練期間などの目安があればご教示願います。</p>	<p>①②③④パイロット活動の分野、実施都市、実施する公立職業訓練校については現在ウクライナ教育省との協議中となります。</p> <p>⑤期間については、機材の内容、訓練の必要期間により変更があると思われませんが、全体で半年から一年程度を想定しています。</p> <p>⑥職業訓練の対象は原則、職業訓練校の教官を想定していますが、最終的にはウクライナ教育省、再委託先と協議し決定することとなります。訓練期間は1週間から最大1カ月程度と想定します。</p>
6	9	第4条(2) パイロット事業の計画・実施・結果の分析	<p>実施するパイロット事業は何件を想定されておりますでしょうか？</p>	<p>実施するパイロット事業については、1件から3件程度を想定しています。</p>
7	9	第4条(3) ウクライナ日本センターを通じた発信	<p>現時点で把握されているウクライナ日本センターの運営体制、活動実態をご教示ください。またどの程度の活動規模か、可能な範囲でご教示ください。</p>	<p>ウクライナ日本センターとの協議は本契約開始後を想定しており、先方運営体制等に関する情報収集はこれからとなります。活動規模も未定ですが、予算規模としては定額計上の範囲を超えない予定です。</p>

8	10	第5条 報告書等	各報告書につきまして、貴機構が想定されていますそれぞれの提出時期をご教示ください。	<p>各報告書について現時点では以下のように想定しています。</p> <p>(1)業務計画書:和文(電子データ) 契約開始後10日営業日</p> <p>(2)インセプション・レポート:英文(電子データ) 契約開始後1カ月以内</p> <p>(3)中間報告書:和文(電子データ) 2025年2月</p> <p>(4)ドラフトファイナル・レポート:和文、英文(電子データ) 2025年10月</p> <p>(5)ファイナル・レポート:和文5部(製本)、英文5部(製本)電子データ 2025年12月</p> <p>(6)収集資料: 契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式(JICA図書館の定型様式)を提出する。 2025年12月</p>
9	10	第4条(4) 日本(JICA)の支援に係る広報資料の作成及び活動	「無償資金協力による機材整備事業」とは、ウクライナ向けのものを指しますでしょうか。また作成する動画はJICAあるいはメディアから提供される素材を編集するとの理解でよろしいでしょうか？さらに、作成対象がウクライナ以外の国での無償資金協力案件も含む場合、再委託先が広報資料を作成するのでしょうか？	作成する広報資料の対象はウクライナ国内でのJICA事業です。取材、撮影、編集等の業務は全て再委託での実施を想定しており、本業務受注コンサルタントには、広報素材の選定や企画、品質管理、契約管理の業務が求められています。
10	10	第6条 再委託	<p>①パイロット事業における訓練等に参加した参加者に対し、日当・宿泊費、交通費の支払いは想定されますか？支払いが想定される場合、JICA指定の単価がもしあれば教えてください。また協力企業への謝金は再委託費に含まれますか？</p> <p>②日本(JICA)の支援に係る広報資料の作成の内、「本調査で収集した職業訓練分野の取りまとめ結果」に関する広報素材(動画)の作成とありますが、どのような広報内容を想定されていますか？</p>	<p>①パイロット事業における日当・宿泊費・交通費は必要になる見込みですが、具体的な金額については、今後、ウクライナ教育省と相談し決定します。協力企業への謝金は再委託に含むことを想定しています。</p> <p>②広報内容としては、日本企業の紹介、訓練の様子、その後の成果といったJICA事業の成果をウクライナ国内にアピールする内容を想定しています。</p>

11	11	第7条 相談窓口	相談窓口の設置が可能とのことですが、窓口は発注者、受注者を除く第三者から選定されるのでしょうか？	相談窓口は、履行中のコンサルタント契約に関するトラブルがあった場合のご相談に対応するため、ECFA((一社)海外コンサルタント協会)とJICA国際協力調達部の双方にて相談窓口を設置するものです。これにより、当初契約の範囲内か追加業務かについて発注者・受注者間で認識の相違があり、契約変更を行うか否か、契約内の支出であるか否かについて議論が平行線となってしまう、業務が滞ってしまうといった事態の早期解決を図る窓口です。相談先は、JICA、ECFAいずれでも可能で、ECFA会員以外の方もECFAに相談することが可能です。
12	14	2.業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案	本案件では、「現時点では本業務における渡航は想定していない」とのことですが、「国内主体業務でのMM」による算出方式でよろしいのでしょうか？	本件は、現地渡航は予定しておりませんが、遠隔での国外業務を含むものですので通常の「コンサルタント等契約」となり、国内人月は20日で除して計算します。(なお、現在、JICAでは人月又はPM(Parsonal Month)を使用します。)
13	15	2.業務実施上の条件 (6) 安全管理 (c)	ローカルコンサルタントが現地業務にて車両を使用する場合、車両費、安全対策費のいずれの費目として計上すればよろしいのでしょうか？	1 「本業務実施中に係る安全体制についてはプロポーザルに記載してください。なお、必要経費については契約締結後にローカルコンサルタントとの交渉を踏まえ具体的な安全対策とその経費が確定した後、必要に応じ契約変更を行う想定です。そのため、本見積に当該経費を含めていただく必要はありません。」「本業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。」については、以下のとおり修正します。 2 車両については計上が必要ですが、長距離移動は想定しておらず、タクシー代等は現行の上限額に含まれています。
14	15	2.業務実施上の条件 (6) 安全管理 (a)	「本業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。」とありますが、必要経費を技術プロポーザルに記載する一方で、本見積書および別見積書に記載する見積金額には含めず、契約時に契約金額に加算するという理解でよろしいのでしょうか？	「本業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。」については、以下のとおり修正します。 「本業務実施中に係る安全体制についてはプロポーザルに記載してください。なお、必要経費については契約締結後にローカルコンサルタントとの交渉を踏まえ具体的な安全対策とその経費が確定した後、必要に応じ契約変更を行う想定です。そのため、本見積に当該経費を含めていただく必要はありません。」
			①「2パイロット事業費」において「職業訓練パイロット事業費」として計上されている10,000,000円は、本パイロット事業を再委託される現地業者が行う人件費を含む訓練の費用という認識でよろしいのでしょうか？ ②「2パイロット事業に係る機材調達の再委託費」として160,000,000円が示されておりますが、この額が契約金額に含まれる場合、再委託先へは機材購入のタイミングで多額の支払いを行う必要があり、貴機構からの前払金に必要額を含めていただくことは可能でしょうか。その対応が難しい場合	①について、ご理解のとおりです。 ②について、部分払いの回数増加なども含めた対応については契約交渉でご相談させていただきたいと考えております。 ③定額計上の費用については、今後、ウクライナ日本センターとの協議を経て決定することになります。 ④について、質問番号9をご参照下さい。 ⑤「1教育省への派遣人材および2パイロット事業費」の安全対策経費は定額計上内での対応を想定しています。 ⑥について、「コンサルタント契約における現地再委託契約ガイドライン」(JICAホームページ公開)をご参照ください。

15	18	4.見積書作成に係る留意事項(4) 定額計上について	<p>は、機材調達費用の支払いについては別途支払計画を設定いただくといった検討をお願いいたします。</p> <p>③「3ウクライナ日本センターを通じた発信の検討」における「パイロット活動費」(5,000,000円)はどのような費用を含むかご教示ください。またこの費用には、特殊雇人費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>④「5日本(JICA)の支援に係る広報資料の作成」における広報活動費(5,000,000円)を活用し、作成する広報資料は、どのような資料(例:動画、リーフレット等)を想定されていますか。広報資料として動画以外の作成も想定されていますでしょうか？</p> <p>⑤「1教育省への派遣人材および2パイロット事業費」の特殊雇人の安全対策費は定額計上に含まれていますでしょうか。</p> <p>⑥「2パイロット事業に係る機材調達の再委託費及び5日本(JICA)の支援に係る広報資料の作成」は現地再委託費ですが、3社見積は必要でしょうか。</p>
----	----	----------------------------	---

以上

